

広島県医師協同組合情報

「福利共済制度」

「福利共済制度」は、平成7年7月に広島県中小企業共済協同組合と提携し、先生方や従業員の方の福利厚生対策を目的としたものです。掛金は福利厚生費として全額経費処理でき(法人の場合役員の方も準用)、共済金は従業員に直接支払われるものではなく、契約者(病・医院)にお支払いするものです。

また、掛金は年齢・性別に関係なく一律で、保障内容も通勤途上はもちろん、日常生活の事故・病気までカバーできる24時間対応の共済です。

【特色・内容】

- (1) 税法上の特典 病・医院がその従業員に対して負担した掛金は福利厚生費として全額損金処理できます。
- (2) 共済金の支給 共済金は契約者(病・医院)にお支払いしますので、従業員の遺族やけがをした本人に対し、医院から見舞金として支払えます。また、他の保険・共済や防災の認定等に関係なくお支払いします。
- (3) 一律掛金 年齢・性別・職業等に関係のない一律掛金で平等感があり、従業員のための福利厚生対策として最適です。共済掛金は被共済者一名あたり月額2,000円(福利共済2000)および月額1,000円(福利共済1000)の二種類があります。
- (4) 加入資格 健康な方であつ正常に就業している方に限ります。
ご加入の際には申込書記載の告知書のみ記入。
- (5) 加入年齢 満6歳～満65歳未満の方。ただし、満70歳の誕生日の属する月の末日まで継続できます。
- (6) 加入制限 被共済者1名あたり1口が限度です。
- (7) 払込方法 口座からの自動引落とし(毎月27日、休日の場合は翌営業日)
- (8) 出資金 1病・医院につき1口300円(初回引落とし時に掛金と共に徴収する)
- (9) 責任開始日 契約を申し込んだ月の翌月1日午前零時からとなる。共済責任開始日以前の事故(疾病)については共済金は支給されません。

(注) 県民共済、こくみん共済と同系のものです。

【申し込み・問い合わせ】

広島県医師協同組合(082)232 8800

(1口 1,000円、2,000円の2種類があります。)

組合の共済制度

福利共済

2タイプ好評受付中

		福利共済2000(掛金月々2,000円)	福利共済1000(掛金月々1,000円)
入院	交通	日額5,000円(7日～120日)	日額3,000円(7日～120日)
	傷害	日額4,000円(7日～120日)	日額2,000円(7日～120日)
	疾病	日額1,000円(20日～120日)	
	臨時費用見舞金	入院給付金×10% (入院時に必要な身の廻り品の購入およびタクシー代等にお役立てください。)	
	診断書料見舞金	3万円以下の小額給付について一律3,000円の診断書料の補助	
後遺障害	60万円～18万円	30万円～9万円	
死亡	交通	1,200万円	600万円
	傷害	600万円	300万円
	疾病	200万円	100万円

年令による共済金額の変更について

被共済者が満60才に達したとき、福利共済2000・福利共済1000とも疾病の保障が変更になります。

疾病死亡

福利共済2000	60万円(疾病入院はお支払いできません)
福利共済1000	30万円

被共済者が満65才に達したとき、福利共済2000・福利共済1000とも疾病の保障が変更になります。

疾病死亡

福利共済2000	10万円(疾病入院はお支払いできません)
福利共済1000	5万円